

令和元年

第1回可茂衛生施設利用組合議会臨時会  
議案書

令和元年7月4日

## 目 次

議案第 5 号	可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 6 号	可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 7 号	可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定委員会設置条例を廃止する条例の制定について……………	6
議案第 8 号	可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…	7

議案第5号

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年7月4日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成11年可茂衛生施設利用組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる一般廃棄物を搬入しようとする者は、各号に掲げる単価に基づき算出した金額（し尿及び下水道脱水汚泥、事業系廃棄物10kg未満の場合には10kgとみなし算出した金額）に<u>1.08</u>を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額。以下「使用料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる一般廃棄物を搬入しようとする者は、各号に掲げる単価に基づき算出した金額（し尿及び下水道脱水汚泥、事業系廃棄物10kg未満の場合には10kgとみなし算出した金額）に、<u>消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率</u>を乗じて得た額及びその額に<u>地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の消費税率</u>を乗じて得た額を合算した額を加えた額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額。以下「使用料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 6 号

可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 7 月 4 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例（平成18年可茂衛生施設利用組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を別表のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に受理された利用許可申請（以下「許可申請」という。）に係る利用料金について適用し、施行の日前に受理された許可申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表

別表第 1 (第16条関係)

利用の区分	利用日時
宿泊	午後 3 時から翌日の午前10時まで
和室、体育館	午前 9 時から午後 9 時30分まで
グループ室	午前10時から午後 3 時まで
浴室	正午から午後10時まで
わくわく工房	午前 9 時から午後 4 時まで (ただし、指定管理者主催講座の開講日は除く)
ガラス工房	午前 9 時から午後 4 時まで (ただし、指定管理者主催講座の開講日は除く)

別表第 2 (第21条関係)

1 宿泊利用料金 (宿泊者 1 人あたり)

区 分		金額 (管内)	金額 (管外)
[4人部屋洋室] 201・202・203・204・205 カサブランカ (車椅子対応)	幼 児 以 下	220円	330円
	小・中学生	1,100円	1,650円
	高 校 生	1,100円	1,650円
	大 人	2,200円	3,300円
[10人部屋] てっぼうゆり (グループ室) ひめゆり (グループ室)	幼 児 以 下	220円	330円
	小・中学生	770円	1,150円
	高 校 生	770円	1,150円
	大 人	1,650円	2,470円

【備考】

- 1 利用料金には、浴室利用料、冷暖房利用料、厨房設備利用料、シーツ等寝具利用料を含むものとする。
- 2 幼児以下の利用料金は、単独で寝具を利用する場合のみ徴収するものとする。
- 3 利用料金の団体割引は行わないものとする。
- 4 4人部屋の宿泊は、2人以上の場合とする。
- 5 10人部屋の宿泊は、5人以上の場合とする。
- 6 連続して宿泊する場合は、5日以内とする。
- 7 連続して宿泊する場合を除き、宿泊は午後 3 時から翌日午前10時までとする。
- 8 休館日の前日は、宿泊できないものとする。
- 9 利用料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

2 会議室利用料金（1時間につき）

区 分	金額（管内）	金額（管外）
会議用和室 （午前9時から午後9時半まで）	220円	330円
グループ室 （午前10時から午後3時まで）	220円	330円

【備考】

- 1 利用料金には、冷暖房利用料を含むものとする。
- 2 利用時間を算定する場合に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 3 利用料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

3 体育館利用料金（1時間につき）

区 分	金額（管内）	金額（管外）
全面（午前9時から午後9時半まで）	480円	720円
半面（午前9時から午後9時半まで）	240円	360円

【備考】

- 1 利用時間を算定する場合に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 2 利用料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

4 浴室利用料金（1回につき）

区 分	中学生以下	高校生	大 人
正午から午後10時まで	100円	200円	200円

【備考】

- 1 休館日以外に、毎週月曜日は休みとする。
- 2 利用料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

議案第7号

可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定委員会設置条例を廃止する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定委員会設置条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和元年7月4日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定委員会設置条例を廃止する条例

可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定委員会設置条例（平成28年可茂衛生施設利用組合条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年7月4日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を定める条例（平成24年可茂衛生施設利用組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第2条 法第21条第3項の<u>条例</u>で定める資格は、次の<u>とおり</u>とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第2条 法第21条第3項に<u>規定する条例</u>で定める資格は、次の<u>各号のいずれか</u>とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。</u>）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。</u>）、4年以上</p>

(7)～(11) (略)	廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7)～(11) (略)
--------------	--

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。